建設工事請負業者 様

焼津市長 中野 弘道 (総務部契約検査課)

焼津市建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド) の運用の一部改正について(通知)

このことについて、国土交通省が最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ運用を一部変更したことに伴い、本市の運用を下記のとおり一部改正したので通知します。

なお、詳細については、別添「焼津市建設工事請負契約約款第25条第5項の運用について」 をご確認ください。

記

1 改正概要

《これまでの運用》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」(請負者が提出)と 「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更する。

《新たな運用》

- (1) 資材価格が日々上昇する状況であり、物価資料に反映されるまでにタイムラグがあることを考慮し、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- (2) 加工費用も含めて資材を購入する鋼橋上部工など「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- (3) その他必要な改正として、下記項目を改正
 - 1) 主要な工事材料の定義を追記
 - 2)減額変更の場合の取扱いを追記
 - 3) 甲、乙を発注者、請負者へ改正

2 施行期日

令和4年9月23日以降に焼津市建設工事請負契約約款第25条第5項に係る請求が行われたものから適用する。

焼津市建設工事請負契約約款第25条第5項 (単品スライド条項)の運用の一部改正ついて

焼 津 市

単品スライドは、平成20年7月に定めた運用により実施してきたところですが、令和4年6月 24日付け事務連絡において、国土交通省が最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ運用を一部変更 したことに伴い、別紙のとおり本市の運用を一部改正することとしましたので、お知らせします。

焼津市建設工事請負契約約款第25条第5項 (単品スライド条項)の運用について

1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」、「燃料油」又は「その他工事材料」に分類される各材料(H型鋼、異形棒鋼、軽油など) 【スライド適用の対象工事】

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて材料費を再積算した場合に、資材価格の品目類 ごと(鋼材類、燃料油など)の変動額が対象工事費の1%を超える工事

2 スライド条項の適用手続

- (1) 申請時期、契約変更の時期
 - 工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約
- (2) 証明書類の提出(必須)

請負者は、請負者が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

- (注1) 燃料油について証明書類が揃わない場合で、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、 やむをえない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。
- (注2) 加工費用も含めて資材を購入する鋼橋上部工など「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

3 スライド額の計算で用いる単価

[鋼材類及びその他工事材料] 現場に搬入された月の実勢価格

(注)複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕購入された月の実勢価格

- (注1)複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均
- (注2)月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

4 スライド額の計算で用いる対象数量

- (1) 設計図書に記載された数量
- (2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- (3) 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

5 スライド額(S)の計算

【鋼材類及びその他工事材料】

(搬入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格) × 対象数量(上記4) ・・・(注)

- +) 【燃料油】 (購入月の実勢価格 設計時点での実勢価格) × 対象数量(上記4) ・・・(注)
- 一) スライド前の請負代金額の1 % 相当額

スライド額(S)

- (注1)工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を 比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更する。
- (注2)資材価格が日々上昇する状況であり、物価資料に反映されるまでにタイムラグがあることを考慮し、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更する

ことを可能とする。

6 その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払※の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

※請負者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適応対象とすることができる旨の 記載があるときは適用可。